

1 災害を受けたときの相続税の軽減

相続又は遺贈により取得した財産が、災害によって被害を受けた場合において、次の 1.又は 2.のいずれかに該当するときには、相続税が軽減されます。

1. 相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額(債務控除後の価額)のうち被害を受けた部分の価額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除きます。)の占める割合が 10 分の 1 以上であること。
2. 相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除きます。)の占める割合が 10 分の 1 以上であること。

(注) 動産等とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。

【法定申告期限前に災害があった場合】

法定申告期限前に災害があった場合は、相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額を控除して課税価格を計算することになります。なお、この特例を適用される方は、相続税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出します。

【法定申告期限後に災害があった場合】

法定申告期限後に災害があった場合は、災害のあった日以後に納付すべき相続税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額に対応する金額が免除されることとなります。ただし、災害があった日以後に納付すべき相続税額には、延滞税等の附帯税や災害があった日現在において滞納中の税額は含まれません。

なお、免除を受けようとする方は、被害の状況や被害額等を記載した申請書を、災害のやんだ日から 2 か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出します。

(災免法 4、6、災免令 11、12)

2 災害を受けたときの贈与税の軽減

贈与により取得した財産について、災害によって被害を受けた場合において、次の 1 又は 2 のいずれかに該当するときには、贈与税が軽減されます。

1. 贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除きます。)の占める割合が 10 分の 1 以上であること。
2. 贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除きます。)の占める割合が 10 分の 1 以上であること。

(注) 動産等とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。

【法定申告期限前に災害があった場合】

法定申告期限前に災害があった場合は、贈与によって取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額を控除して課税価格を計算することになり

ます。なお、この特例を適用される方は、贈与税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出していただくことになります。

【法定申告期限後に災害があった場合】

法定申告期限後に災害があった場合は、災害のあった日以後に納付すべき贈与税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額に対応する金額が免除されることになります。

ただし、災害があった日以後に納付すべき贈与税額には、延滞税等の附帯税や災害があった日現在において滞納中の税額は含まれません。

なお、免除を受けようとする方は、被害の状況や被害額等を記載した申請書を、災害のやんだ日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出していただくことになります。

(災免法 4、6、災免令 11、12)

● 災害により相当な損失を受けたときの納税の猶予

この納税の猶予を受けられる方は、災害により全積極財産のおおむね 20%以上の損失を受けた方です。

また、納税の猶予を受けられる国税は、次のようなもので、その損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものです。

- 災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税又は贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

● 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

なお、この納税の猶予を受けるためには、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です(猶予金額が100万円以下、猶予期間が3月以内又は特別の事情がある場合は不要)。

また、納税の猶予を受けられる国税は、災害等により被害を受けたことに基づき、一時に納付することができないと認められる国税です。納税の猶予期間は、原則として1年以内の期間に限りませんが、猶予期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、既に認められている猶予期間と合わせて2年を超えない期間内で、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

よって、同一の災害を理由として、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予及びその猶予期間の延長により、最長3年間の猶予を受けることができます。

災害を受けたときの納税の猶予を受けるためには、必要事項を記載した「納税の猶予申請書」に、必要書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。